

都有地活用による魅力的な移転先整備事業
(足立区関原地区)

事業者募集要項等

質問回答書

令和2年7月

東京都都市整備局

都用地活用による魅力的な移転先整備事業（足立区関原地区）事業者募集要項等 質問回答書

No.	資料名	質問タイトル	頁	行	項目			質問内容	回答
1	事業者募集要項	建物所有者移転の可否	4	4	第1	6	(4)	建物所有者（借地人）が第三者に移転することは可能か否か。弊社あるいはグループ会社で建物所有をし続けることが難しいため、将来的に第三者へ借地権付き建物として売却する可能性がございます。	可能です。 ただし、別紙1 契約条件書の別紙 A 基本協定書（案）第 10 条及び第 35 条が条件となります。

質問書に記載いただいた内容をそのまま表記しておりますので、実際の記載箇所と異なる場合があります。